

審 査 基 準

平成13年 6月12日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第7条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 徳島県公安委員会 (申請書提出先は、営業所の所在地を管轄する警察署 (経由警察署) の生活安全課又は刑事生活安全課)
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部生活安全企画課 (電話 代表088-622-3101) 又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :